秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県知事 佐 竹 敬

久

秋田県規則第六十四号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則 (昭和三十九年秋田県規則第十五号) の — 部を次のように改正する。

いう。 改 申 ルフ場利用税関係書類」に、 各号に係る部分に限る。)」に、 同令第二十五条第一項及び第二十六条第一 施行規則 類に」に、 項」を「第二十五条 -請書 かめ、 第三十二条第 _ 同条第四項中 (以下この条において「申請書」という。)」に改め、 (平成十年大蔵省令第四十三号) 「同条第四 「同条第五項」 項中 「書類」 (第一号、 項」を「条例第九十五条第二項」に、 「書類」 を 「法第七百五十四条において準用する法第七百五十条第二項の申請書」 を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法 第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)」に、 「ゴ を「「ゴ 「書類」 ルフ場利用税関係書類」 を「ゴルフ場利用税関係書類」に改め、 項」を「第二十五条 第三条第五項」に改め、 ルフ場利用税関係書類」 に改め、 「装置」 同項第二号中 (第三号に係る部分に限る。)及び第二十六条第一項 に、 同条第二項中 を 同項の次に次の八項を加える。 「装置 第二十五条第二項におい 「書類」 (第六項第八号におい 「第二十六条第二項におい 「書類に」を 同条第三項第一号中「書類」を を「ゴルフ場利用 「ゴ て準 ルフ場利 を て「スキャナ」 税関係書類」 用 「同条第四 する同 て準用する 用税関係 \mathcal{O}

場利用税関係書類の保存に代える日 とするゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ 類について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の三月前 るときは、 請 条例第九十五条第二項又は第三項の規定による承認を受けようとする者) は、 書を総合県税事務所長に提出しなければならない。 当該承認を受けようとするゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該承認を受けよう 最初に到 来する代える日。 (当該ゴルフ場利用税関係書類が二以上ある場合において、 以下この項において同じ。 ただし、 新たに設立された法人が、 又は当該承認を受けているゴ (次項及び第七項において 同条第一 その代える日が異な ルフ場利 一項の 「申請者」とい 0 承認を受け 日 用 税関係 までに、

5

とができる。 関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保 同日以後六月を経過する日までの間に当該ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存又は当該ゴ 存に代えるものであるときは、 ようとする場合において、 当該承認を受けようとするゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部が、 設立の日以後三月を経過する日までに、 当該申請書を総合県税事務所長に提出するこ その設 ルフ場利用 立 \mathcal{O} 日 か 5 税

- 6 申請者は、申請書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 一 申請に係るゴルフ場利用税関係書類の種類
- 三 申請に係るゴルフ場利用税関係書類の保存場所
- 四 前項に規定する代える日

六

五. 前項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、 同項ただし書に規定する設立 0)

る旨の届出書を提出し、 申 請に係るゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部が、 又は第十二項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、 条例第九十五条第七項の規定による保存をやめようとす その旨及び当該

届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

七 第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。 電子計算機を使用してゴルフ場利用税関係書類を作成する場合にあつては、 次項において同じ。)の概 当該電子計算機及びプログラム 要 (法

八 キャナ スキャナによりゴルフ場利用税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合にあつては、 ,の概要 当該ス

九 要件を満たすために採ろうとする措置 申 請者が、 第一項及び第二項 (第四項において準用する場合を含む。) の規定によりその例によることとされる

- 十 前各号に掲げるもののほか、総合県税事務所長が指定した事項
- 7 外のプログラムを使用する場合には、 規則第二十五条第一号に規定する電子計算機処理をいう。第二号において同じ。)に申請者が開発し 申請者は、 申請書に、次に掲げる書類 第一 (申請に係るゴルフ場利用税関係書類に係る電子計算機処理 号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。 たプログラム以 (地方税法施行
- A 申請に係るゴルフ場利用税関係書類に係る地方税法施行規則第二十五条第一号に規定する電子計算機処理システ 0) 概要を記載し た書類
- 子計算機処理を他の者に委託している場合には、 申請に係るゴ ルフ場利用税関係書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 その委託に係る契約書の写し) (当該電
- 三 前各号に掲げるもののほか、総合県税事務所長が必要と認める書類

条例第九十五条第五項に規定する規則で定める事実は、次に掲げる事実とする

8

- されたこと。 ゴ ルフ場利用税関係書類であつて、 条例第九十五条第七項の規定による保存をやめようとする旨の届出書が提出され、 当該届出書が提出され、 又は当該通知を受けた日以後一年以内に申請書が提出 又は第十二項の通 知を受けた
- 場合を含む。 申請に係るゴルフ場利用税関係書類について、 の規定によりその例によることとされるところにより行われないと認められる相当の 電磁的記録の保存が第一項及び第二項 (第四項におい 理 て準用する 由 が あるこ
- 9 条例第九十五条第六項に規定する規則で定める事実は、 次に掲げる事実とする
- き承認又は却下の処分がなかつたこと。 申 請書が第五項本文の規定により提出された場合において、 同項に規定する代える日の前日までにその申請につ
- 申請書が第五項ただし書の規定により提出された場合において、 申請書の提出の日から三月を経過する日までに

その申請につき承認又は却下の処分がなかつたこと。

10 事項を記載した届出書を総合県税事務所長に提出しなければならない。 条例第九十五条第七項の規定による届出をしようとする者(第一号において「届出者」という。)は、 次に掲げる

- 届出者の住所又は所在地及び氏名又は 名称
- 届出に係るゴルフ場利用税関係書類の保存場所
- \equiv 届出に係るゴルフ場利用税関係書類について条例第九十五条第二項又は第三項の承認を受けた年月日又は当該

認があつたものとみなされた年月日

兀 は、 電磁的記録の保存又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をやめようとする場合にあつて 当該ゴルフ場利用税関係書類の種類及びそのやめようとする理由

申請書に記載した事項の変更をしようとする場合にあつては、変更しようとする事項及び当該変更の

六 前各号に掲げるもののほか、 総合県税事務所長が指定した事項

条例第九十五条第八項に規定する規則で定める事実は、次に掲げる事実とする。

11

五

当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類について、 電磁的記録の保存が行わ れていないこと。

て準用する場合を含む。)の規定によりその例によることとされるところにより行われていないこと。 当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類について、 電磁的記録の保存が第一項及び第二項(第四項にお

総合県税事務所長は、条例第九十五条第八項の規定により承認を取り消したときは、その旨及びその理由をその承

認を受けている者に通知しなければならない。

様式第三十号その一を次のように改める。

12

内容

	To whole he A det No de VI be the
法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の更正(決定)	及び加算金額決定通知書 年 月 日
所 在 地	1 77 -
名	_
管理番号 地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第	秋田県総合県税事務所長[印
	項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 内代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。
業 年 度 + 算 期 間) ~	区分
法 人 事 業 税	法人県民税
摘 要 課税標準(千円) 税率 100 税 額 (円)	課税標準となる① 法 人 税 額(千円)
所 得 金 額 総 額	法 人 税 割 額 (①× /100)
所 年 万円以下の金額	更 外国法人税等の控除額
年 万円超・年 万円以下 の金額	仮装経理に基づく 法人税割額の控除額
年 万円超の金額	利子割額の控除額(佐路)
割計	決課税免除額
軽減税率不適用法人の金額	定 更 正 (決 定) 後 の 法 人 税 割 額
付加付加価値額総額	更 正 (決 定) 後 の 均 等 割 額
値 付 加 価 値 額	更 正 (決 定) 後 の
割 な	法人県民税額
本 資本 金 等 の 額	野当期分の法人税割額 納既に納付の確定した 付当期分の均等割額
収収入金額総額	類既に納付の確定した
割収入金額	租税条約の実施に係る
更正(決定)後の事業税額	法 人 税 割 額 の 控 除 額 過 大 還 付 請 求 利 子 割 額
成27年改正法附則	この通知により納付
8 条 又 は 第 9 条 の 控 除 額 装 経 理 に 基 づ く	すべき法人税割額 この通知により納付
業 税 額 の 控 除 額 税 免 除 額	すべき均等割額 この通知により納付すべき法人県民税額
に納付の確定した	すべき法人県民税額 環付利子割額
期 分 の 事 業 税 額 税 条 約 の 実 施 に 係 る	備考
業 税 額 の 控 除 額 の 通 知 に よ り 納 付	Ст. ПИ
べき事業税額付加価値割	-
資本割 収入割	-
地方法人特別税	-
摘 要 課税標準(円) 税率 100 税 額 (円)	
所得割に係る地方法人特別税額	1
収入割に係る地方法人特別税額	1
更正(決定)後の地方法人特別税額	
装 経 理 に 基 づ く 方法 人 特 別 税 額 の 控 除 額	1
万 佐 人 梓 別 柷 額 の 控 味 額 に 納 付 の 確 定 し た 期 分 の 地 方 法 人 特 別 税 額	-
別方の地方法人特別税額	†
の通知により納付べき地方法人特別税額	
八 吉 地 万 伝 人 特 別 恍 額	
	1
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円)	
区 分 基本税額(千円) 率 100 金額(円) 過少申告点期 第額 加算額	
区 分 基本税額(千円) 率 100 金額(円) 過少申告期期 第二の 金額(円) が算量 第二の ままります。 第二の ままりまする。 第二の ままります。 第二の ままりまする。 第二の ままりまする。 第二の ままりまする。 第二の ままりまする。 第二の ままりまする。 第二の	
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過少算申告加算額 第額 不申算金加算額 通常額 不申算金加算額	
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過 少 申 告 加 算 額 計	の分割課税標準額等
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過 少 申 告 加 算 額 計計 本 額 (円) 不 申 告 加 算 額 計算 本 額 (円) 本 加 算 額 計計 本 額 (円) 重 加 算 額 計計 本 額 (円) 重 加 算 額 計計 本 (円) 正以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合 法 人 事 業 税	法 人 県 民 税 法 人 税 総 額 (円)
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過少車 告加 算 額 計 額	法 人 県 民 税 法 人 税 総 額 (円)
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過少車 告加算 第 額 計計 不申算金 割計 1 額 第 額	法 人 県 民 税 法 人 税 総 額 (円)
区 分 基本税額(千円) 率 100 金 額 (円) 過少申告加算額 第 額 計計 不申算金加算額 本算額計算額 正以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合 総数(人、数、円又はm) 本県分(人、数、円又はm) 総次(人、数、円又はm) 総次(人、数、円又はm) 総次(人、数、円又はm) 総次(人、数、円又はm)	法

県民税配当割の更正(決定)及び加算金額決定通知書												
1	特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)			様				年	月	日		
更正	秋田県総合県税事務所長 印 地方税法第71条の32第 項並びに第71条の35第 項及び第71条の36第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 この通知書によつて納入すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入してください。 更正(決定)の対象年月 年 月分 申告期限 ・ ・ 申告年月日 ・ ・											
Ē	配当割の種類											
本	区 分		更正(決よる税	額等	定した私	说額等	差引増減額 (①-②)	左のうち納入 済額	より納 き税額	入すべ 		
			又払金額	忧积①	支払金額		3	4	(3	3)-(4)		
1 14	課	税	円	円	円	円	円	円		円		
税	非課	税										
	計											
	区	区		基	本 税	額	率	金		額		
加		通	常額			千円	100			円		
	過少申告加算金	加	算 額				100					
		計										
		通	常額				100					
金	不 申 告 加 算 金	加	算 額				100					
	計											
	重 加	算	金				100					
延	滞	金	額	法律による金額								
備			考									
この処分に不服がある場合の救済の方法				(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)								

附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、 当分の間、 所要の調整を

して使用することができる。